

東海大学大学院 学生会員 ○中島 将弘
東海大学 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

1931 年の満州事変をきっかけに日本は戦時体制下におかれ、防空が都市計画の目的となる。これに伴い、1930 年代後半にかけて工業の地方分散が起こり、軍需工場及び軍施設が地方へ多数建設される。こうした軍施設を中心として、防空的配慮と地方発展そして国家的重要政策の円滑な遂行のため、新興工業都市が全て公共団体施行の強制的土地区画整理によって全国に 23 箇所建設された。新興工業都市についての既存研究は越澤（1987）¹⁾ が、各都市の施行面積、事業年度計画フレーム等の比較をまとめている。

本研究の目的は、戦時体制下に軍需と都市を結びつけた新興工業都市の中で、施行面積が一番大きい神奈川県相模原と、新興工業都市実現の最初の例であり相模原の事業案作成の参考にしたとされる兵庫県の広について、それぞれの都市の建設理由及び経緯を明らかにする。そして 2 つの都市の共通点、相違点を比較し、越澤明（1987）¹⁾ が近代都市計画の中で“新都市”を実現させた最初の例と位置づけた新興工業都市の実現過程を明らかにする。

2. 広都市計画区画整理事業

(1) 広都市計画区画整理事業の成立過程

1937 年 2 月、日本製鐵株式会社の広畑製鐵所が、東は飾磨町、西は揖保郡大津村の各一部に亘る 93 万余坪の区域に建設を決定し、同年 4 月から工事が開始された（表 1 参照）。

県は、日鉄広畑工場の従業員を、約 1 万 5000 人と仮定して、10 万人の在住者と 650 万坪の居住空間が早急に必要であると想定した。同年 11 月に、まず揖保郡大津村・勝原村・大田村・八幡村・広村などの約 375 万坪を広都市計画区域に指定した。そして 1937

表 1 広都市計画区画整理事業年表(1937 年～1940 年)

年次	日本製鐵株式会社	広都市計画区画整理	兵庫県(神戸市)区画整理
1937年	2月 広畑製鐵所建設決定(93万坪) 4月 建設工事に着手	10月14日 飾磨郡広村に都市計画法適用、及び広都市計画区域(広村、八幡村、大田村、大津村、勝原村)決定	9月 姫路並広都市計画土地区画整理予算議決 12月1日 広都市計画土地区画整理内閣認可 12月11日 内務大臣より兵庫県に対して姫路並広都市計画土地区画整理事業施行命令
1938年	3月 新夢前川及日本製鐵株式会社用地備頓概算認可完了 9月 日鐵用地内工作止予告通知の件(大津へは5月、広村へは6月)	3月27日 広都市計画街路内閣認可、幹線街路27路線で幅員最大18m、最小11mを 4月16日 幹線街路15路線と街路広場決定 7月 市街地建築物法適用(飾磨町、八幡村、大津村、大田村、勝原村)	7月 広土地区画整理事業の施行規程が知事の認可を受ける 11月 都市計画街路の一部が夢前川改修工事が土地区画整理事業として認可、同時に同設計書認可 11月 汐入川附帯、日鐵北側排水路設置工事が土地区画整理事業として認可、同時に同設計書認可
1939年	10月17日 第一高炉初出鉄(約90万トン)		2月 広都市計画区域内幹線3線工事着手
1940年			2月 広都市建設区画整理事業の設計書認可 2月 幹線街路一部完成 11月27日 仮用地指定の告示

注) 参考文献 4) より筆者作成

年 12 月 1 日、広都市計画区画整理事業は都市計画決定した。1938 年 7 月、施行規程が知事の認可を受けた。

街路と、排水工事、夢前川付帯工事は一部、別事業として都市計画決定し、その後、1938 年 11 月に広都市計画区画整理事業に編入した。1940 年 2 月、広都市計画区画整理事業の設計書が認可された⁴⁾。

(2) 広都市計画区画整理事業設計書

1940 年 2 月に認可された、設計書の内容は以下の通りである。

街路について、幹線街路は、幅員 12m～22m、補助線街路は 4m、6m、8m とした。日鉄正門前には都市計画街路巾員 28m を約 2 万軒北方の山地まで結び工場従業員の避難道路と緑道とした。道路計画高を最大干潮面を考慮して 2m50 以上とし、都市計画街路は山陽本線英賀保駅を中心とする 3 本とした（図 1 参照）。

公園緑地は総地積の約 3%にして総地積 856 万 2340 坪にして大小公園を適当に配置し河川沿公園、運動公園、児童公園とした。但しその地盤造成並びに施設は後日に譲った。

排水計画については、満潮時を基準とし地盤高をこれより高くし、現在農耕地の用排水にも支障がないよう排水幹線を配し夢前川、船場川、水尾川、汐入川及び日鉄北側排水路に樋門を設けて干潮時に放流するとした⁴⁾。



図 1 広土地区画整理事業設計図(1940 年 2 月)

注) 参考文献 4) より引用

キーワード：新興工業都市、土地区画整理事業、相模原、広

連絡先：神奈川県平塚市北金目 1117 東海大学大学院工学研究科土木工学専攻

3. 相模原都市建設区画整理事業

(1) 相模原都市建設区画整理事業の成立過程

1936年6月、陸軍士官学校及び練兵場用地の買収交渉が開始され、1937年9月に座間町に建設された。内務省は一応急激な発展に応ずるため、同年10月に座間町に都市計画法及び市街地建築物法を適用した。その後1939年12月までに、2町6村に同法を適用した。1939年1月から、区画整理に関する調査が開始され、同年5月12日、軍都建設座談会が開催され、県と軍施設関係者や町村長等が意見交換を行なった³⁾。

同年6月26日、神奈川県相模ヶ原開発計画協議会が開かれた。野坂相如都市計画課長が、兵庫県の広等の計画を斟酌し作成した事業案を発表した²⁾。1939年11月13日に相模原都市建設区画整理事業は都市計画決定し、翌年12月設計書及び施行規程が認可された（表2参照）。

(2) 相模原都市建設区画整理事業設計書

1940年12月に認可された設計書の内容は以下の通りである。

街路について、省線横浜線と平行に走る東西の幹線を第1号、相模陸軍造兵廠と上溝町の集落地を結ぶ南北の幹線を第2号とし、主要幹線とした。幅員15m～40mの幹線街路を29路線。6m～11mの補助線街路を適当に配置。幅員40mの部分には14mの、幅員25mの部分には幅員5mのそれぞれ緑地帯を設けた（図2参照）。

公園は3%以上を保留し、普通公園1箇所、運動公園1箇所、近隣公園4箇所、児童公園37箇所の計161,730坪とした。

排水は、省線横浜線を境にして第一排水区は鳩川に、第二排水区は境川に流出する。側溝の外、主要幹線街路に暗渠を敷設し、これを地区外工事として施行する排水路に放流するとした。ただし、総括的下水計画は今後の事業に委ねた⁵⁾。

4. 広都市計画区画整理事業と相模原都市建設区画整理事業の比較

広と相模原における、計画の経緯と事業案についての共通点と相違点を、項目を設け以下の通り列举した。

表3 相模原と広の事業の経緯の比較

	広都市計画区画整理事業	相模原都市建設区画整理事業
①従前の状況	施行前ほとんど、公園が一面所なかった	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
②都市計画法	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
③施行区域	農家住宅及び上水道事業は別事業として都市計画決定された	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
④都市計画決定	設計書において区画整理事業に含まれる都市施設	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
⑤設計書認可	設計書において区画整理事業に含まれる都市施設	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
⑥戦後の事業経過	農地改革に伴う自作農特別措置法により施行区域の一部が農地の対象になる	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
⑦従後の状況	宅地の割合が共に74%	関係町村に都市計画法が適用され、その一部を区画整理事業として施行
①従前の状況	山林が0.1%	山林が0.1%
②都市計画法	関係町村に都市計画法を適用と同時に市街地建築物法を適用	関係町村に都市計画法を適用と同時に市街地建築物法を適用
③施行区域	広都市計画区域の一部と節制都市計画区域の一部に限り施行区域として指定	相模原地方の都市計画法適用区域を2つに分け、北部を施行区域とした
④都市計画決定	広都市計画区画整理事業として決定	関係各町村毎に区画整理事業として決定
⑤設計書認可	設計書認可後約2年後に施行規程認可	都市計画決定以前に協議会を開催し、作成した事業案を関係者に説明
⑥戦後の事業経過	農地改革により設計変更を強いられるが事業期間を延長し完了	施行規程と設計書認可が同時に認可
⑦従後の状況	道路の割合が14.9%	農地改革により設計変更された1950年から7年間事業を中断し1959年に完了
	公園の割合が2.3%	道路の割合が20.6%
		公園の割合が3.02%

注) 神奈川県公文書館所蔵資料及び文献4)より筆者作成

表2 相模原都市建設区画整理事業年表(1936年～1940年)

	【軍施設建設及び移転】	【設計法適用】	【相模原都市建設区画整理事業】
1936年	6. 陸軍士官学校及び練兵場用地の買収交渉		
1937年	8. 相模兵器製造所買収交渉開始	10.2 座間町	
	9. 陸軍士官学校移転、陸軍練兵場建設		
1938年	3. 臨時東京第三陸軍病院建設	11.2 上溝町	10.22 相模兵器製造所関係者に将来計画の希望聴取
	8. 相模兵器製造所建設		5.12 通常県会と相模原開発調査費計上
1939年	10. 陸軍兵器学校建設		12.1 決算認定金が開かれる
	1. 電信第一連隊建設	1.31 大野村、相模村	1月 相模原都市建設区画整理事業の測量開始
			2.21 陸軍造兵廠関係者に県作成の相模原都市計画案を説明
	5. 陸軍通信学校建設	2.24 新磯村	5.12 東京日々新聞主催の軍都建設座談会開催
		3.24 大沢村、田名村	6.26 神奈川県主催相模ヶ原開発計画協議会開催
			9.8 臨時県会 相模原都市建設区画及び県営住宅事業案提出
		12.13 麻溝村	11. 相模原都市計画事業相模原土地区画整理の都市計画決定
1940年			2.26 都市計画法第13条により相模原土地区画整理を都市計画事業として神奈川県に施行命令
			12.12 設計書、施行規程の認可(面積5,358,786坪)

注) 神奈川県公文書館所蔵の資料より筆者作成



図2 相模原土地区画整理事業計画図(1939年9月)

注) 神奈川県公文書館資料より引用

表4 相模原と広の事業案及び設計書の比較

	広都市計画区画整理事業	相模原都市建設区画整理事業
①施行主体	旧都市計画法第13条による強制土地区画整理(兵庫県及び神奈川県)	旧都市計画法第13条による強制土地区画整理(兵庫県及び神奈川県)
②施行区域の特徴	施行区域内に土地ブローカーが現れた	施行区域内に土地ブローカーが現れた
③用途地域	商業地域を敷設駅付近に設け、住居地域を大きく設けた	商業地域を敷設駅付近に設け、住居地域を大きく設けた
④都市施設	工業地域の境を交通の動線とした	公園は区画整理設計標準に基き全施行地域の3%とした
⑤事業収支	事業の収入は、主に土地売却代金と県債とした	事業の収入は、主に土地売却代金と県債とした
①施行主体	道路都市計画土地区画整理事業と施行区域を分け別事業として行った(総路の拡大を抑制するため)	事業の早急化を考慮し、将来的に区画整理が必要な区域862万坪のうち、505万坪を施行区域とした
②施行区域の特徴	日本製鉄広畑製鉄所を含む	相模原製鉄所は含まない
③用途地域	工業地域を準工業、工業、工業専用地域の3つに分けた	工業地域を特に分けない
④都市施設	街路計画及び排水計画(夢前川改修工事等)は一度別事業として都決後、区画整理事業に編入	街路計画及び排水計画は事業案作成時から区画整理事業として行なった
⑤事業収支	排水計画について総括的下水計画行わず、幹線街路に暗渠を設け、省線横浜線を境に北部は境川に、南部は鳩川に流入	大規模な排水計画を樹立し、夢前川の改修工事、汐入川の付帯工事、日鉄北陽排水路の設置工事を行った
	支出は主に工事費と会社関係土地中、換地を交付する487,747坪の補償費	支出は、工事費と県債の補償金

注) 神奈川県公文書館所蔵資料及び文献4)より筆者作成

広の相模原への影響という視点から見た、特筆すべき共通点は、都市計画区域と区画整理の区域を2段階で行った点と、都市計画決定以前に、詳細な事業案を作成したという点である。相違点は、広の街路や排水計画といった都市施設の一部を、一度別事業として都市計画決定をし、その後区画整理に編入している点である。

【参考文献】

- 1) 越澤明 (1987)「戦時期の住宅政策と都市計画」『年報・近代日本研究9』 山川出版社
- 2) 神奈川県土木部都市計画課「相模原都市建設事業参考資料」神奈川県立公文書館所蔵原資料
- 3) 野坂相如 (1988)「相模原都市建設区画整理事業」神奈川県都市政策史料集、pp50-68
- 4) 兵庫県 (1960)「広区画整理誌」、5) 神奈川県相模原市議会 (1993)「相模原市議会史 資料編Ⅱ」